

増加する村税等の滞納額

村税等は、村財政の運営において貴重な自主財源として、村民皆様の生活に密着した財源であり、主に村独自の施策を実施するために使用されています。

税等は、公平に賦課すると共に、納付は憲法（第30条）において「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」と定められております。村としても滞納については、督促状及び再三の催告書の発送、又訪問等によりお願いしておりますが、年々滞納額が増加している状況にあります。

この状況を続けると税等に対する公平感が阻害され、税務行政にも不信感を招く恐れがあると考えます。

ついては、再三の催告に応じて頂けない場合、平成19年度より滞納処理を「岡山県税整理組合」に依頼することといたしました。依頼する滞納対象年度及び依頼からの流れは下図をご覧ください。

このような強制執行に至らぬよう是非早めの納付に、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。また、毎月広報紙の最終ページ「今月の村税欄」に掲載しておりますが、口座振替の方は必ず当該月の税額等及び預金の残高確認をしていただき、不足等がないようよろしくお願いします。

【滞納処理の流れ】

実施年度	平成19年度	平成20年度
対象年月	H15年度以前の納期（滞納経過4年目）	H17年度以前の納期（滞納経過3年目）
実際の流れ	村から対象者に『整理組合へ依頼するお知らせ』を送付 → 納付	
	↓	
	整理組合に滞納処理を依頼	
	↓	
	整理組合催告書の送付【納付期限（10日程度）を指定】	
	↓	
	納付面談【納付期限内に・分納の場合担保を登記】 → 納付	
	↓	
	納付のない場合	
	↓	
	財産等調査	
	↓	
	差し押さえ【本人立会又は物件を告知、登記のある物は差し押さえ登記】	
	↓	
	※2ヶ月以内に異議申し立てすることができる	
	↓	
	物件の換価【預金は職権で引出し、動産・不動産は公売】	
	↓	
	領収の告知	
	（一度整理組合に依頼すると全て整理組合で執行されます）	

ただし、整理組合依頼前に分納等納税計画に基づき確実に納付されている場合は対象外とします。

詳しくは総務企画課税務係までご相談ください。